

豊川市監査公表第60号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年3月6日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

別 紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

(1) 対象団体

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
医療法人 信愛会 (財政援助団体・公の 施設の指定管理者)	平成25年度医療法人 信愛会会計 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	平成26年10月10日 ～同年11月6日

(2) 所管部署

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
健康福祉部介護高齢課 (上記団体関係分)	平成25年度一般会計	平成26年10月10日 ～同年11月6日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

- ア 財政援助及び公の施設の指定管理の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助及び公の施設の指定管理の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【医療法人信愛会】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので、必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

音羽デイサービスセンターの指定管理基本協定書について、次の不履行があったので、是正されたい。

(ア) 本業務以外の収入が、第6条第3項に規定する本業務の固有の銀行口座に、計上されていた。

(イ) 本業務の一部（給食サービス）を第三者に委託しているが、第8条第2項に規定する承諾を受けていない。

(ウ) 持込備品を本業務に使用しているが、第21条第2項に規定する承諾を受けていない。

(エ) 役員等に異動があったが、第26条第4号に規定する報告がされていない。

(オ) 業務遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償保険に加入しているが、第34条第3項に規定する保険証券等を提示していない。

【健康福祉部介護高齢課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

上記のとおり団体に対する指摘事項が見受けられたので、指定管理者の指導及び協定事項の履行確認を徹底されたい。